

第1章 自分らしい人生をつくる 教P14~

①生涯発達の見点

1, 人は生涯を通して発達する

参考 P14下のひとくちメモ

◎発達段階 ( ) …誰にも共通する人生の段階

◎発達課題……各ライフステージに多くの人が直面する課題

Q:(教P15参考)各発達段階(ライフステージ)の名称を入れましょう。

また, 各段階の発達課題を選択肢からすべて選び, 記号で答えましょう。

名称	時期	発達課題
①( )期	0歳~ 就学前	⑥
②( )期	6~ 12歳頃	⑦
③( )期	12~ 20歳代 前半頃	⑧
④( )期	20歳代後 半頃~ 64歳	⑨
⑤( )期	65歳~	⑩

選択肢

- ア 自己を見つめ, アイデンティティを確立する。
- イ 食事・排泄などの基本的な生活習慣やルールなどの社会的な生活習慣を学ぶ。
- ウ 人間として自立し, 職業上の責任を果たす。
- エ これまで生きてきた歴史を全て受け入れ, 自我を統合する。
- オ 地域活動に参加し, リーダー的な役割を担う。
- カ 基礎的な学力を習得し, 家族の一員として自分の役割を分担し協力する。
- キ 生涯, 現役として多様な分野で活躍する。

②青年期の課題 P16~

1, 自分について考える

◎( )……自分について持っているイメージ

Q: 自己概念を高めるためにどうしたらいいでしょう?

自分の( )に気付く



( )的な自己概念は, 人間関係を円満にし, 物事をうまく運ぶ。

TRY

自分が持っている①プラスと②マイナスのイメージ(自己概念)を書き出しましょう。  
また, ③マイナスのイメージをプラスの表現に変えてみよう。

①プラス	②マイナス	③プラスの表現
(例)まじめ、礼儀正しい、明るい、誠実、	(例)引っ込み思案	(例)謙虚

2. 自立について考える P17

Q:5つの自立についてまとめ、自分が達成できていることをあげてみましょう。

	自立の内容	自分が達成していること (例)
( ) 的自立	( )に関わる身の回りのことや ( )、健康管理などを自分で行うことができること。	自分で朝起きる、洗濯する、 家族の食事を作る、ゴミの分別ができる、 部屋の掃除をする、
( ) 的自立	さまざまな問題に対して自分で( ) し、責任を持って( )できること。	直面する問題を自分で考え決定し責任を持つ、
( ) 的自立	人との関わりにおいて( )を形成 したり、人間関係を( )したりする ことができる。	相手の話をきちんと聞ける、 自分の意見を言える、 相手の意見を認めることができる、
( ) 的自立	( )を得てそれを( )し て生活できること。	おこづかいの管理ができる、 就きたい職業などについて調べている、
( ) 的自立	自分の性だけでなく他者の性を尊重した、 ( )が取れること。	自分の性を理解する、 相手の性を大切にする、

Q:社会的自立の他者理解のために重要(必要)なことは何でしょう？

( 自分と相手をつなぐ( ) )

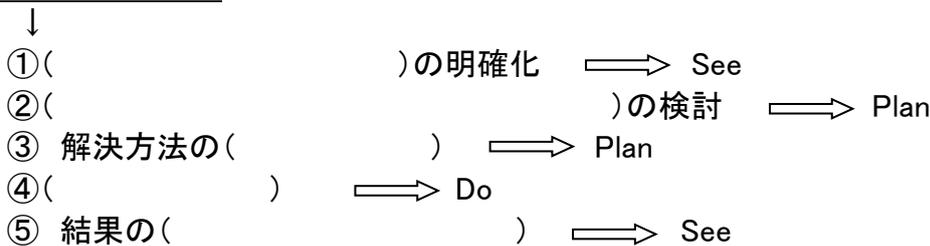
③ 目標を持って生きる P19

Q:資源( )とは？

( )

◎意思決定の力を高める

意思決定の5段階



**TRY** 目標を設定し、その達成のために今すべきことを表にまとめよう。(P19の TRY を参考に)

①長期目標(10~20年後に就いていたい職業)	③今すべきこと
②短期目標(高校卒業まで)	④資源と活用方法

## 5つの自立度チェック

名前

1 次の項目について、できるは○を、できないは×を、迷ったら△をつけよう。

○=4点 △=2点 ×=0点 で計算しよう。100点満点。

生活的自立	自分で健康を管理し、栄養のバランスのとれた食事をしている		( )点 /20点
	家族や自分の食事を、一人で作ることができる		
	季節や目的に合った衣服を自分でコーディネートしている		
	自分で洗濯したり、アイロンがけやボタンつけができる		
	身の回りの整理・整頓ができ、自分の部屋の掃除をしている		
精神的自立	生涯を見通した生活設計(ライフプラン)を考えている		( )点 /20点
	将来自分の職業や進路について考えている		
	社会のニュースや問題に関心を持ち、自分なりの考えを持っている		
	自分の言葉や行動に責任を持ち、時と場合に応じて使い分けられる		
	物事を決めるとき、最終的に自分で決断することができる		
社会的自立	家族や友人、近所の人に自分から挨拶ができる		( )点 /20点
	「ありがとう」や「ごめんなさい」を自分から言える		
	自分とは違う意見の人でも、理解しようと話を聞くことができる		
	年齢や文化が違う人とも、相手を尊重して付き合うことができる		
	誰に対しても、自分の考えを率直に伝えることができる		
経済的自立	生活にどれくらいお金が必要か分かっている		( )点 /20点
	計画的な見通しをもって、お金を使っている		
	将来に備えて、貯金をしている		
	契約や消費者信用に関する基礎的な知識を持っている		
	自分で収入を得て生活をしている		
性的自立	男女の身体のしくみや生理的な特徴と違いを理解している		( )点 /20点
	性感染症とその予防について、避妊についての知識がある		
	性的欲求をコントロールし、責任ある行動をとれる		
	好きな相手であっても、いやなときは意思表示することができる		
	お互いの性について話し合い、対等なパートナーシップを築くことができる		
合計( )点			/100点

2 あなたは、A~E どの自立の項目が低かったらうか。( )

- A 生活的自立が低かった人 ⇒ 第6章(食生活)、第7章(衣生活)、第8章(住生活)を勉強して、健康に自分らしい生活を創造していこう!
- B 精神的自立が低かった人 ⇒ 第9章(生活設計)を勉強して、人生のさまざまな出来事に直面したとき、最終的に自分で決定できるようになろう!
- C 社会的自立が低かった人 ⇒ 家庭科の授業全体を通じて、他者理解を深めコミュニケーション技術を磨いていこう!
- D 経済的自立が低かった人 ⇒ 第5章(経済生活)や第9章(生活設計)を勉強して、職業や経済への関心を高めていこう!
- E 性的自立が低かった人 ⇒ 第1章(家族・家庭)や第2章(保育)を勉強して、性についての理解を深め、自分の家族観、結婚観、保育観を育てていこう!

④人生をつくる 教P20～

1, 人生( )年時代を生きる

第二次世界大戦後、日本人の一生は大きく変化した。

(※ )は、戦後の( )期)の4.54をピークとして低下

し、2005年には戦後最低の( )を記録した。

一方、( )は急速に延び、( )と( )が進行している。

一生の中では、子どもを育てる期間より、子育て後の( )や( )のほうが長く

なっている。また、結婚する人・しない人、子どもをもつ人・もたない人、離婚する人、再婚する人な

ど、多様な( )をたどる人が増えている。

Q: 合計特殊出生率とは？

( )

その年次の15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

Q: ( )とは？…個人がさまざまな出来事を経験しながらたどる(生涯の道)。

Q: 教P21の「時代別に見た人の一生」を見て、それぞれの時代の特徴を下の□の中から選び分類しましょう。

○大正・昭和初期の特徴

○現代

⇒( )

⇒( )

(ア)平均寿命は50年に満たない。

(イ)平均5人の子どもを生み育てた。

(ウ)平均初婚年齢は女性20歳、男性23歳。

(エ)第1子誕生は女性31歳、男性33歳。

(オ)第1子誕生から末子誕生まで10年以上。

(カ)末子の学校教育終了前に親が亡くなることが多い。

(キ)平均寿命は**女性87歳、男性81歳**。

Q: 上記Qについて、大きく変わった点を4つあげてみましょう。

①( )……人生50年時代と人生90年時代

②( )……高齢化……現代は？ 女性( )歳、男性( )歳。

③( )……( )……現代は？ 2017年…( )

2005年は1.26…戦後最低

④( )……晩婚化……現代は？女性( )歳、男性( )歳。

※P20①参照 生涯未婚率 2015年 女性14.06% 男性23.37%

2, 一人で暮らす P20

※P21コラム読みましょう

Q: どんな理由で一人暮らしをするの？

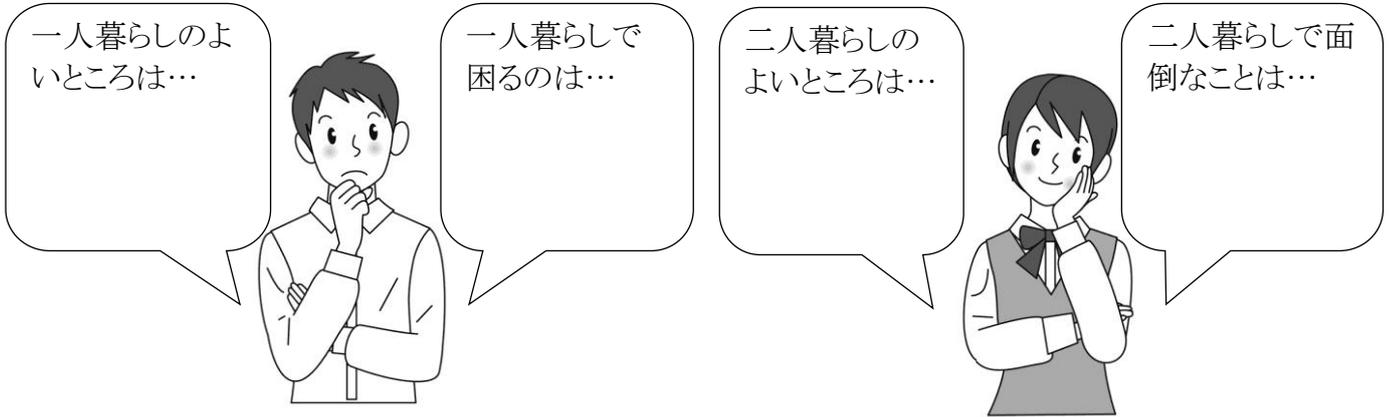
( 青年期⇒ , 壮年期⇒ , 高齢期⇒ )

◎身の回りのことを自分で整えられる( )の能力が必要。また、緊急時に助け合える隣人や地域との( )を持つことも重要。

結婚について、考えよう！

名前

1 次の吹き出しの中に、思いついた言葉を入れよう。



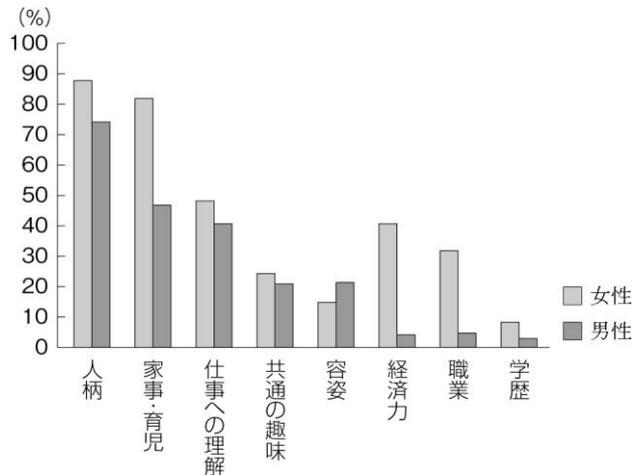
2 教科書 p. 234 を参考に、クラスの友達の意見も聞き、結婚の長所と短所を考えよう。

結婚の長所	結婚の短所

3 結婚するなら、どんな人がよいか。結婚相手の条件を挙げてみよう。

結婚相手の条件(いくつか挙げ、最も重要なものに○)	他の人の意見を記入しよう

資料:結婚相手の条件



18 歳から 49 歳までの独身男女が結婚相手の条件として「重視する」と回答した割合  
 (参考: 国立社会保障人口問題研究所「第 14 回出生動向基本調査」2010 年)

3, パートナーと生きる 教P22

◇共に生きる人との出会い

⇒ どのような( )を築いていか、( )や目標を( )し、互いの人生を( )しながら( )していけることが重要。

※P22①のグラフ参照

近年は、男女共に( )が高くなる傾向になり、20歳代、30歳代の(未婚率)が大幅に増加している。

2016年 夫( )歳、妻( )歳

Q:なぜグラフのような傾向になるのか? ※教科書に載っていない

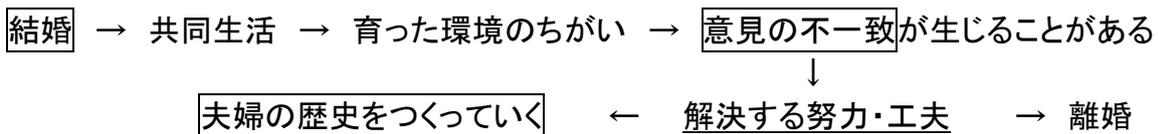
- ・高学歴化にともない就労年齢が高くなっている。
- ・女性の社会進出により経済的自立ができています。
- ・結婚に対する意識の変化がみられる。→30歳代になっても独身であるという抵抗感がなくなってきた

※P22③のグラフ参照

Q:親と同居し、基本的な生活や身の回りの世話を親に依存している未婚者のことを何という?

( )⇒親に依存する未婚者 ※教科書に載っていない

◇パートナーシップを築く 教P22



※結婚は(ゴール)ではなく( )!!

※P23④グラフ(結婚生活・独身生活の利点)

⇒ このグラフを見て「結婚」についてあなたはどのように考えますか?

◇ドメスティック・バイオレンス 教 P23

( Domestic Violence ).....( )

※P22のひとくちメモを読みましょう ⇒ 「加害者の優しさ」は DV の落とし穴

2001年 ( )施行 ...法や支援体制の整備も進められている

4, 子どもと暮らす・親を支える 教P24

Q:第二次世界大戦以前の「子どもを育てる意味」はどんなことだったでしょう？

農業生産が中心であった時代には、

①子どもは( 一家の )

②大人たちの( ) → ( )の生活を支えてもらう  
(老後の面倒をみてもらう)

Q:現代の「子どもを育てる意味」はどんなことでしょう？

① ( 化 )になり、子どもを育てることの( )を味わう。

②親としての楽しみや苦労もあるが、親自身の( )にもつながる。  
(子どもと共に成長していく)

Q:P24③グラフ 高齢者の支えになっている人はだれ？

1位( ), 2位( )、

Q:P24④グラフ(高齢の親との居住距離別援助内容)

・( )的援助……( 食事の準備や後かたづけ、掃除や洗濯など。 )

・( )的援助……( 身の回りの世話、病院への付き添い、排泄や入浴の世話など。 )

・( )的援助……( 日常的な話し相手、心配事等の相談相手など。 )

→

メモ 教P26の下 ひとくちメモ

( スープの冷めない距離 )⇒別々に暮らしても、この距離なら互いに面倒を見ることができる。  
→孫の世話、親の世話、

5, 多様なライフスタイルを考える 教P25

⇒人の生活の仕方や人生の過ごし方

Q:多様なライフスタイルについて、次の言葉とその説明文を線で結びましょう。

- |               |   |  |
|---------------|---|--|
| ①法律婚          | ・ | ・ ア 前の結婚でできた子を持って再婚することによってできる家族。                    |
| ②事実婚          | ・ | ・ イ Double Employed With Kids の略。<br>子どものいる共働き夫婦の意味。 |
| ③ステップファミリー    | ・ | ・ ウ Double Income No Kids の略。<br>共働きで子どものいない夫婦の意味。   |
| ④ディンクス(DINKS) | ・ | ・ エ 役所に婚姻届を提出しない結婚。<br>事実上夫婦として共同生活を営む。              |
| ⑤デュークス(DEWKS) | ・ | ・ オ 婚姻届を提出し、受理された結婚。                                 |

メモ 教P24の下 ひとくちメモ

☆( )……性愛の対象が同性や、性自認が身体の性と異なるなど、性的に少数の立場にある当事者の総称。

⑤ 家族・家庭を見つめる 教P26～

1, 家族・家庭をどうとらえる

Q: 次のいろいろな暮らし方を見て, それを「家族」だと思うものを○で囲みましょう。



A 三世代での暮らし



B お母さんとお父さんと子どもの暮らし



C お父さんと子どもたちの暮らし



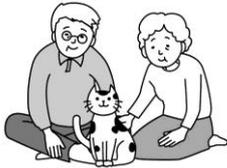
D お母さんと子どもたちの暮らし



E おじいちゃんと孫の暮らし



F 二人暮らし



G おじいさんとおばあさんとネコの暮らし



H 養護施設での暮らし



I 養子の子どもを迎えた暮らし



J 友達どうしの暮らし



K 障害を持った人と介護者の暮らし



L 一人で生活している人

Q: あなたが考える「家族」とは? (各自記入)

Q: 家族・家庭・世帯・国勢調査についてまとめましょう。

A: ( )……必ずしも範囲が明確ではない。

B: ( )……人間が生きていくための日常生活の場と、そこで営まれている生活全体。

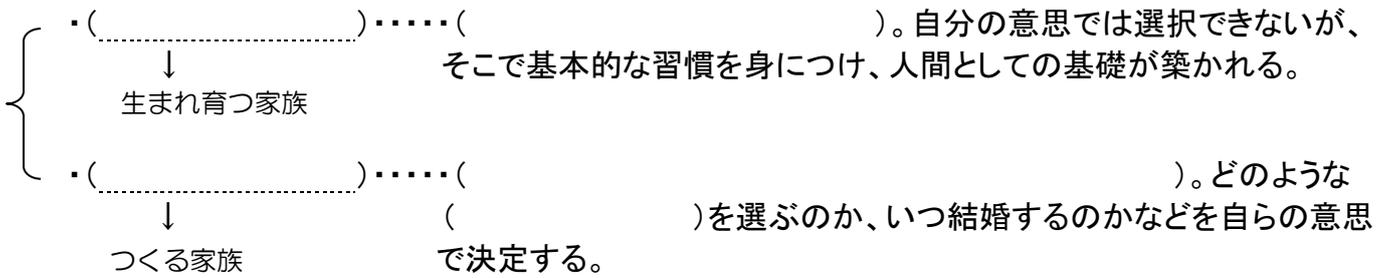
C: ( )……「住居と生計を共にしている人々の集まり」、「一戸を構えて住んでいる単身者」など。

国や地域における家族の実態や動向を説明するときや、住民基本台帳などに用いられる単位。

↓  
氏名、生年月日、性別などが記載された住民票を編成したもの。

D: ( )……世帯の実態把握のため、( )年に1度行われる統計調査。

☆2つの家族



**TRY** P26下を参考に  
 15年後の自分の家族(予想)  
 を描いてみましょう。

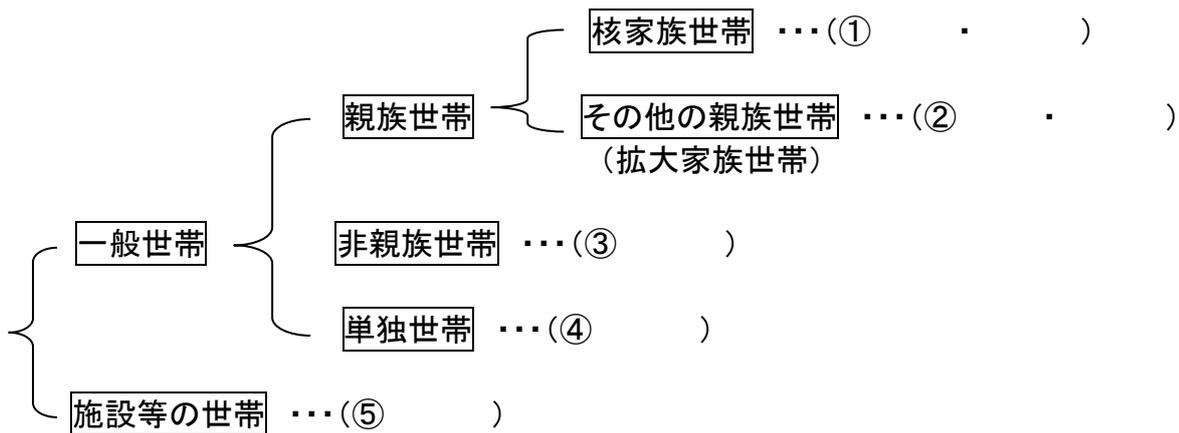
○社会制度としての家族

Q: 家族とそれ以外の集団との大きな違いは？

⇒ ( 家族のみが ..... を持っているということ。 )

⇒ 種の再生産、社会の維持、社会の存続に貢献している。

○世帯の分類 P27 ※囲み②世帯の分類と世帯構成……確認しましょう！



Q: 図中の( )にあてはまる家族構成を下から記号で選びましょう。

- |                          |              |            |                   |
|--------------------------|--------------|------------|-------------------|
| (ア) 父・母・子ども              | (イ) 夫・妻      | (ウ) 友人同士2人 | (エ) 父・母・子ども・祖父・祖母 |
| (オ) 介護老人施設に3か月以上入所している祖父 | (カ) 一人暮らしの祖母 |            |                   |
| (キ) 父・子ども・祖母             |              |            |                   |

## 2. 社会の中の家族・家庭 教P28

○世帯構成と規模の変化 (参照P28グラフ①一般世帯における家族構成の割合の推移)

Q:①～⑤の世帯の変化としてあてはまる説明を□から記号で選びましょう。

- ①夫婦のみの世帯 ( )                      ②夫婦と子どもの世帯 ( )
- ③ひとり親と子どもの世帯 ( )              ④三世代家族を含む親族世帯 ( )
- ⑤単独世帯 ( )

- (ア)離婚の増加を反映してやや増加している。  
 (イ)高度経済成長期には増加したが、近年は減少している。  
 (ウ)近年著しく増加している。  
 (エ)徐々に減少している。  
 (オ)徐々に増加している。

Q:教P28下表③(一般世帯数および平均世帯人員数の推移)を見て、( )に語句を入れましょう。

- ①世帯の規模は、1960年代の高度経済成長期以降、急激に( )になっている。
- ②2015年の平均世帯人員は( )人で、( )傾向にある。

## ○家庭の機能の変化 P29

☆家庭の基本的な機能(P29下図参照)

- ①( )の提供                      ②( )の養育
- ③( )の充足                      ④( )
- ⑤ 高齢者の( )                      ⑥( )の伝承

☆家庭の機能の( ) (外部化) )



産業の発展によって、家庭の機能が外部に移行されたこと。

Q: 社会化されている具体例をあげましょう。(P29下図参照)

具体例	プラス面	マイナス面
(例) ・夕飯のおかずスーパーのお総菜 ・お弁当のおかず冷凍食品 ・市販されているぞうきんを買う ・大掃除はハウスクリーニングを頼む	(例) ・時間( ) ・家事が( 便利で )になる ・自分ではできない料理が食べられる	(例) ・( )がかかる ・安全性が確認できない ・味が( )

Q: 家庭の機能がどんどん社会化していく中、社会の中に移行できない機能は？

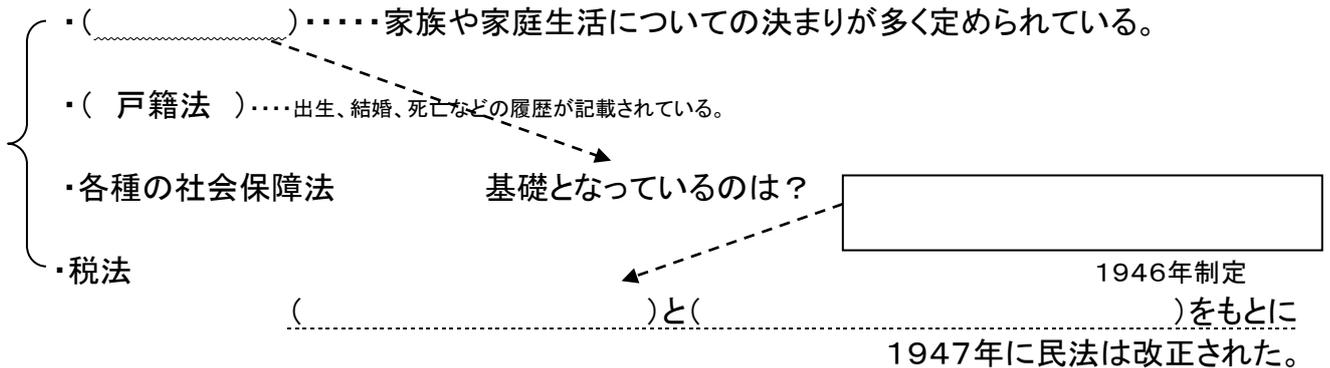
人間の生命を( )機能 → 家族だけが持つ機能

Q: 現代の家庭の機能はどのようなことが中心となっているの？

子どもの基本的な( )や家族の人々の( の充足 )、心理的な安定など、  
 ( )な機能が中心となっている。

3. 家族と法律 教P30～

○家族に関する法



★旧民法(明治民法)と現行民法の比較

	旧民法(明治民法)(1898年制定)	現行民法(1947年改正)
家族	・(① )による(② ) 家族。 P31下図参照 ・家父長(③ )に大きな権限がある。	・夫婦の(⑫ )により維持される。 ・夫婦の権利、義務は(⑬ )。
婚姻	・結婚するには(④ )が必要。 ・(⑤ )は(⑥ )の家に入る。	・成人は(⑭ )のみで結婚できる。 ・夫、妻のどちらの(⑮ )を称してもよい。
夫婦	・夫は妻の財産を(⑦ )する。 ・婚姻により生じる費用は(⑧ )が負担する。	・(⑯ )制 ・婚姻により生じる費用は(⑰ )が分担。
子	・子は(⑨ )に服する。 ・父が親権を行えない場合は母が行う。	・子は(⑱ )に服する。
相続	・遺産は(⑩ )だけが相続する。 ・(⑪ )相続。	・遺産は配偶者が(⑲ )、 子が(⑳ )を相続する。 ・(㉑ )相続。

Q: 民法改正のポイントは？

(ア )が廃止され、結婚時の(イ )の決め方や(ウ )、扶養、(エ )などの全てが、(オ )に基づいて決められている。

☆TRY(P30)「家」の意識や習慣が残っている例をあげてみましょう。

○結婚と夫婦の法律 教P30～

日本国憲法第24条は、「(① )は、(② )に基づいて成立し、……」と特に定めて、結婚が男女の(③ )に基づくものであることを明確にしている。(④ )を出すことで、初めて夫婦の権利と義務が法律上生じる。

①結婚最低年齢	男性は満( )歳、女性は満( )歳。
②女性の再婚禁止期間	前婚の解消から( )を経過しないと再婚できない。 なぜ？ ( )
③夫婦の氏(姓)	夫婦は( )。※夫か妻のどちらかの姓を選択する
④夫婦の義務	( 同居 ・ 協力 ・ 扶助 )
⑤夫婦の財産	( 夫婦 制 )

② 結婚に関する法律 (民法)

第731条 男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。  
 第732条 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。  
 第733条 ①女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。  
 第734条 ①直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。  
 第737条 ①未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。  
 ②父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。  
 第739条 ①婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。  
 第750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。  
 第752条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。  
 第753条 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。  
 第760条 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

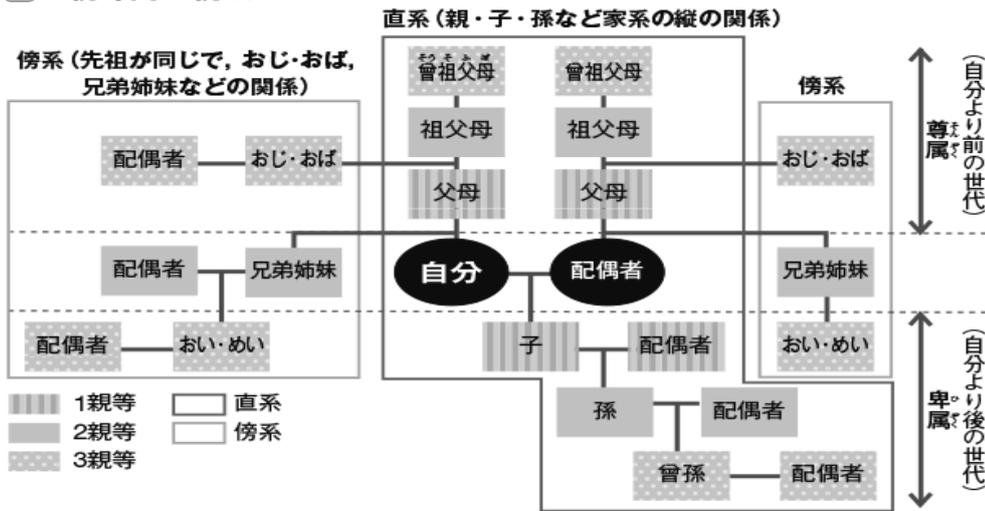
色ペンでチェック  
しましょう！

③ 結婚に関する法律 (日本国憲法)

第24条  
 ①婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。  
 ②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

メモ ☆成人年齢について  
 20歳から18歳へ引き下げ  
 (2022年4月1日施行)  
 そのため、  
 ・民法第731条  
 「婚姻は、18歳にならなければ、することができない。」  
 ・民法第737条と753条は削除になる。

⑤ 3親等内の親族



○親子・扶養の法律 P31

親子関係には、(①) による実親子関係と(②) による養親子関係がある。子どもが成人するまでは、父親も母親も共に(③) を行い、子の(④) や(⑤) 、財産管理の権利と義務を負う。

(⑥) および兄弟姉妹は互いに(⑦) する義務がある。

(⑧) だけに扶養義務があるわけではない！

○離婚と法律 P32

夫婦は、協議して(①) を出すことによって、婚姻関係を解消することができる。

夫婦で合意できない場合には、(②) に調停の申し立てをして、子の

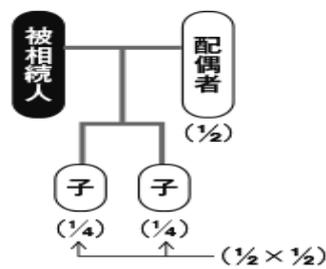
(③) 者) や財産分与などの調整をする。

(①.....)とは、死亡した人の財産を、その者と一定の親族関係にある者が受け継ぐことである。(②.....)がある場合は、その内容が(③.....)されるが、遺言でも自由にできない(④.....)が認められている。

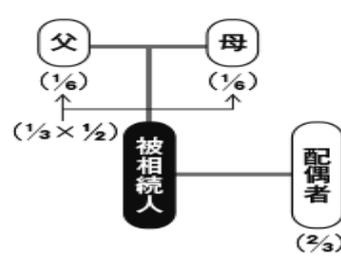
民法の定める割合で相続される ※色ペンでチェック

④ 法定相続の例

① 配偶者と子



② 配偶者と親



③ 配偶者と兄弟姉妹



- ◎相続人(相続分)
- ① 配偶者( ), 子( )
  - ② 配偶者(2/3)、親(1/3)
  - ③ 配偶者(3/4)、兄弟姉妹(1/4)

○民法改正の動き

- ・<sup>ちやくしゆつし</sup>嫡出子.....法律上婚姻関係にある男女から生まれた子。
- ・非嫡出子...法律上婚姻関係に(.....)男女から生まれた子。

現行	改正前 または 改正案
2013年改正 嫡出子と同等	改正前 非嫡出子の法定相続分は嫡出子の2分の1
2016年改正 (ア)日に短縮	改正前 再婚禁止期間 6か月
夫婦は同姓。	改正案 ・同姓または別姓を選択できる。 ・子どもの姓は婚姻時に決める。
婚姻の最低年齢は、男18歳、女16歳。	2018年改正 → 2022年施行 (イ)

2年( )組( )番 名前( )

Q: 次の文章を読み、正しいと思うものには○印、間違っていると思うものには×印をつけましょう。

※参考…プリントNo.6～7、下記の補足説明

- ① ( ) 奈々子と健一は、共に満18歳、二人とも学生だが結婚できる。  
ただし、未成年なので親の同意が必要。 (注)2022年4月1日より、成人年齢は18歳になる。
- ② ( ) 奈々子と健一の同じ年の友達は、二人の結婚の証人になれる。  
証人は成人以上の人で2人必要。 (注)2022年4月1日より、成人年齢は18歳になる。
- ③ ( ) 奈々子と健一は、結婚したら、満20歳になっていなくても、成人として認められる。  
婚姻成年(753条) (注)2022年4月1日より、削除になる。
- ④ ( ) 直人は満20歳の社会人だが、ガールフレンドの春菜は、まだ、18歳の未成年。  
二人は結婚したいと思っている。春菜の父親は反対しているが、母親は認めてくれたので二人は結婚できる。 同意は父母の一方でもよい。(737条②)  
(注)2022年4月1日より、成人年齢は18歳になる。
- ⑤ ( ) 江戸時代には複数の妻を持つ大名がたくさんいた。今だって、合意があれば、何人でも妻を持つことができる。 重婚の禁止(732条)
- ⑥ ( ) 友香は、結婚しても仕事を続けるつもり。結婚後名字を変えたくない。夫も妻も別々の姓を名乗ることは、法律的に認められている。 夫婦同姓(750条) (注)改正案あり
- ⑦ ( ) 絵里の夫の康介が突然、夫婦で使っていた車を買って替えると言い出した。絵里は反対だが、康介は「結婚前に俺が買った車だから俺のもの。俺の好きにする」と言う。彼の言うように、車は彼のものである。  
夫婦別財産制の特有財産(結婚前に自分で買ったものは自分のもの)
- ⑧ ( ) 卓也と佳織はいとこどうしである。親族なので結婚できない。  
(734条)いとこは4親等 4親等以上なので結婚できる
- ⑨ ( ) 新平と真央は別居を始め、1年後に話し合いにより離婚することになった。  
結婚するときには証人がいるが、離婚するときには証人はいらぬ。  
離婚届も婚姻届と同じ
- ⑩ ( ) 真央が夫と離婚して2カ月たった。夫と1年前から別居していたので、新しい夫とすぐに結婚できる。  
女性の再婚禁止期間は100日(733条) ⇒改正済み(H28. 6. 7改正)
- ⑪ ( ) 真央は結婚したときに夫の姓に変えた。しかし、再婚の予定もあり、何度も姓を変えるのは面倒だと思っている。離婚後も、前の夫の姓を使える。  
届け出すことで前の夫の姓を名乗れる(767条②)
- ⑫ ( ) 葵の両親が離婚することになった。葵はまだ未成年なので、離婚後も両親が親権を持つことになる。  
離婚した時は一方の親が親権をもつ単独親権となる
- ⑬ ( ) 祖父が亡くなった。遺言がなかったので残された家族で相談して遺産を分けた。  
遺言がない場合は法定相続分になる。

⑥これからの家庭生活と社会 教P34~

1, 男女で担う家庭生活

P34の①図参照

○職業労働と家事労働

		どんな労働?(特徴)
(ア:.....)労働 ⇒報酬が支払われる労働 <b>ペイドワーク</b>	(ウ:.....) 労働	①物資、サービスを生産する。 ②仕事の時間や内容に応じて報酬が支払われる。 ③近年、家庭の機能の縮小に伴って女性が進出している。
(イ:.....)労働 ⇒報酬が支払われない労働 <b>アンペイドワーク</b>	(エ:.....) 労働	①購入した物資、サービスを消費する。 ②自分や家族のために家庭の中で行われる無償労働である。 ③近年、家庭外で代替える社会化が進んでいる。

Q:①職業労働 ②家事労働、それぞれの特徴としてあてはまるものを下から記号で選びましょう。

①職業労働……( )、( )

②家事労働……( )、( )、( )、( )、( )

- (ア) 物資・サービスを生産する。 (イ) 購入した物資・サービスを消費する。  
 (ウ) 「共働き世帯」「夫が有業で妻が無業の世帯」のどちらも、妻の費やす時間のほうが多い。  
 (エ) 自分や家族のために行われる。  
 (オ) 近年、家庭外で代替する社会化が進んでいる。  
 (カ) 有償労働(ペイドワーク) (キ) 無償労働(アンペイドワーク)

**No.5の復習** Q:「家事労働の社会化」とはどんなこと?

- 食事を作る → おそうざいやお弁当を買う。外食する。デリバリー。など  
 洗濯、掃除をする → クリーニング。ハウスクリーニング。  
 育児・介護 → 保育園、ベビーシッター、老人福祉施設。など

○生活時間を考える P35

分類	生活行動
(①)生活時間	(②)、(③)、(④)、療養・静養など
(⑤)生活時間	(⑥)、(⑦)、(⑧)、通勤・通学など
(⑨)時間	会話・交際、(⑩)、マスメディア接触、(⑪)など

Q:自分の平日、1日24時間の過ごし方について塗りつぶしてみましょう。(各自記入)  
また、それぞれの時間数を算出しましょう。

	0	3	6	9	12	15	18	21	24 (時間:分)
睡眠									:
食事									:
身の回りの用事									:
通学									:
学業									:
家事									:
スポーツ(部活)									:
趣味・娯楽 (ネット)									:
趣味・娯楽 (ネット以外)									:
テレビ・新聞・ 漫画・本									
その他									

生活時間の合計は？

生理的生活時間	:
社会的な生活時間	:
自由時間	:

自分の生活時間について感じたことは？

○見直される **性別役割分業意識** 教P36

「 ..... 」という性別に基づく役割期待。

他には・・・ 男子はブルー、女子はピンク。 社長や国会議員は男性、保育士や看護師は女性。  
力仕事は男性の仕事、裁縫は女性の仕事。 など

⇒このような考え方は、生物学的に決められたものではなく、文化的・社会的に作られたもの。

しかし、1980年代頃から少しずつこの考え方に変化がでてきた。

Q:どんなふうになん？

男女が共に(① )と(② )の分野で(③ )を担うことが重要  
とされるようになり、(④ )学的な性別に対して、社会的・文化的に形成される性別  
を(⑤ )という見方が広まった。

☆ 『 ..... 』 1985年に日本が批准した  
(正式名称『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』)

⇒ 女性の全面的社会参加の確保、性別役割分業の見直しなどが盛り込まれている。

☆ 『 ..... 』 1986年施行(※1997年、2006年に改正)  
(正式名称『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律』)

⇒ 教育訓練や定年・退職・解雇などの差別的取り扱いの禁止、募集・採用・配置・解雇の機会均等、事業主のセクシュアル・ハラスメントの防止義務、均等法違反に対する勧告と企業名の公表などを規定している。

☆ 『 ..... 』

⇒ 社会のあらゆる分野の活動に( )ことを  
めざした社会。

1999年制定 「男女共同参画社会基本法」

教 P36下・ひとくちメモ ……近年問題になっているハラスメント(嫌がらせ)

- ・セクシュアルハラスメント( )・・・性的嫌がらせ
- ・マタニティハラスメント( )・・・妊娠、出産を理由とした嫌がらせ
- ・パタニティハラスメント( )・・・育児に参画しようとする男性に対する嫌がらせ
- ・パワーハラスメント( )・・・職権を利用した嫌がらせ



